

八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画（平成 22 年 9 月 17 日策定）を次のとおり変更する。

現行	【35 頁】				
	(3) 事業計画（平成 22 年度～27 年度）				
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	5 医療の確保	(1) 診療施設			
		病院			
			略	略	
			八雲総合病院オーダリングシステム 導入事業	町	
		その他			
		八雲総合病院院内保育所改築事業 W 造 1F 360 m ²	町		
	(3) 過疎地域自立 促進特別事業				
		略	略		
変更後	【35 頁】				
	(3) 事業計画（平成 22 年度～27 年度）				
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	5 医療の確保	(1) 診療施設			
		病院			
			略	略	
			八雲総合病院オーダリングシステム 導入事業	町	
			八雲総合病院本館棟改築事業 RC 造 6F 9,740 m ² 既存精神科病棟改修 1,917.92 m ² 既存北棟改修 3,132.11 m ²	町	
		その他	八雲総合病院院内保育所改築事業 W 造 1F 360 m ²	町	
		八雲町熊石国民健康保険病院看護師 宿舎整備事業 木造平屋建 2 戸 2 棟	町		
	(3) 過疎地域自立 促進特別事業				
		略	略		
備考 変更部分は、太線で囲まれた部分である。					